

職員の給与に関する勧告

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第161号）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第162号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

平成17年4月の公民較差に基づく改定

1 給料表

- (1) 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例
現行の給料表を、別記1のとおり改定すること。
- (2) 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
現行の給料表を、別記2のとおり改定すること。
- (3) 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例
現行の給料表を、別記3のとおり改定すること。

2 諸手当

- (1) 扶養手当については、配偶者（配偶者のない場合の子1人を含む）に係る手当の月額を1,000円引き下げて14,500円とすること。

(2) 勤勉手当については、年間支給月数を0.05月分引き上げて0.95月分とすること。

再任用職員については、勤勉手当を0.05月分引き上げて0.55月分とすること。

3 実施時期等

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときはその日）から実施すること。

また、本年4月からこの改定の実施の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、人事院勧告に準じて、所要の調整を行うこと。

給与構造・制度の改革に関わる改正

1 給料表

の1の(1)による改定後の給料表を別記4のとおり改定すること。

2 実施時期

この改定は、平成18年4月1日から実施すること。